

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	酒田北港緑地展望台	指定管理者	NPO法人山形県リサイクルポート情報センター
所在地	山形県酒田市高砂231	県担当課	県土整備部空港港湾課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	(電話番号)	(023-630-2628)
検証期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	評価	県(施設所管課)による評価・検証
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・協定書と仕様書に従い、適正に業務を履行することができた。	評価 A	<<評価の理由>> 協定書の仕様書に基づき、施設・設備の管理、保守点検及び施設利用の調整について、適正に実施されていた。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・来館者数を一層増加させるため、開館時間を変更すべき。比較的天候も良く来館者が多い時期(春～秋)は開館時間を増やし、また少ない時期(12月)は早めに休館し、仕様書の休館日の範囲内で日程調整を図りたい。		<<課題等の原因分析>> 来館者数が前年度から増加しているものの、コロナ前の来館者数までには至っていない。北港緑地展望台の認知度が高いとは言えない。
課題、問題点への今後の対応	開館時間の調整については、天候・季節を考慮し、令和6年から8月の開館時間は10時～19時までとしている。今後、冬期間の休館日調整や展望台の認知度向上等、来館者数増に向けて指定管理者と県が一緒に取り組んでいく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	アンケート用紙による意見・要望の収集を行った。アンケートから展望デッキの空調の効きが悪いという意見が多くあった。(例年のアンケートにも記載多数)	評価 A	<<評価の理由>> アンケートを設置し積極的に来館者からの意見・要望を聞き取っている。展望デッキの空調が悪い時期には、見学団体の申込みを受け入れないようにし来館者に配慮している。
意見・要望等への今後の対応	アンケートによる空調設備改善について検討していく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・展望台の見学予約があった全ての団体へガイドを行った。小学校対応として見学後質問票を配布し、結果を小学校にもフィードバックした。 ・新しいパンフレットの作成。 ・望遠鏡のリニューアル化。 ・SNSへの積極的な活用。 ・クルーズ寄港時の開館・閉館対応。 ・予約見学時の早期開館対応。 効果：訪問リピート率の増加が見込める。将来を担う小学生に対するきめ細やかな説明を行うことで、酒田港理解を広めることができた。	評価 A	<<評価の理由>> 酒田港の北港地区・外港地区を俯瞰でき、夕陽や鳥海山等の景色を眺めることができる施設であるため、修学とレジャー双方の利用者があるが、多種多様な方法でどちらにも満足できるサービス提供がされている点は大変評価できる。リピートを見越した、来館者の属性に応じた柔軟な対応ができています。
② 経費の節減	・日没時間に来館が多いため、季節毎に開館時間を遅くし効率的な光熱費の使用を図ったことで、電気使用料を抑えることができた。 ・令和4年度までの指定管理者が管理室で使用していた固定電話を現在は使用していないため、撤去し今後も一層経費削減を行う。	評価 A	<<評価の理由>> 来館者数の見込める時期、時間帯に開館することで積極的に節電等を行い、経費の削減に努めていた。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	○観光関係機関と連携し、地域活性化に貢献した。 ・庄内観光コンベンション協会主催の「スタンプラリー」への参加し、地域観光イベントの活性化に役立つことができた。(令和6年度も参加予定) ・山形県内へ展望台PR活動。 ・山形県内観光パンフレット設置。 ・地域タウン誌のバックナンバー設置。	評価 A	<<評価の理由>> 観光施設という位置付けの他、県内の観光案内所の役割も果たしている。観光関係機関と連携することで来館者数の増加とともに、地域観光情報の提供により来館者の満足度も増し相乗効果を得ている。
総合的な評価	NPO法人として基金を活用し、展望台見学ガイドのPRを積極的に行うことで見学ガイドによる来館者の増加があり、きめ細やかな対応によるリピート来館が今後も期待される。また、クルーズ船寄港時や予約見学時の開館時間の対応、望遠鏡のリニューアルやスタンプラリーへの参加等、来館者の増加に工夫して取り組んでいる点が大いに評価できる。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。